

Vol.104 No2 2013.7.12	農職組ニュース	茨城大学農学部 労働組合
--------------------------	----------------	-----------------

団体交渉が行われました！

2013年7月5日（金） 午後2時40分～ 茨城大学事務局第3会議室にて

議題： 大学教育センター教育力向上プロジェクト総合英語プログラムへ新たに採用される教員の任期に関する規則改正について（任期の末日が未設定だったのを、平成30年3月31日を超えないものとするへの変更）

参加者： 農学部—小松崎委員長、上妻書記長 水戸組合—山村委員長ほか執行委員
大学側—前田理事、佐藤労務課長、堀内学務課長ほか事務局員

* 主に水戸地区の当該プロジェクトに関する非常勤教員のみの問題でしたが、農学部労働組合としては労働契約法の改正に伴い、「雇止め」などが行われつつある状況の中で、パート職員の任用期間も含めた課題状況などの説明を求めるためにも積極的に交渉に参加しました。

大学 規則改正の理由は、総合英語プログラムのプロジェクトの終期を決めていなかったためである。

組合 総合英語プログラムプロジェクトの終期は誰の権限で決めているのか等、その経緯に至った理由に関連する事項の質疑を行なった。また「労働契約法改正の主旨は雇用の安定にあるため、職員の任用期間の設定についてはこの主旨にのっとって対応すべきである」と申し入れた。

大学 労働契約法改正に対して、これから文科省や他大学との対応をみて取り組む予定である。今秋ぐらいから具体的な作業に入る。本学への雇用の形態がさまざまでありかつ財源の問題もあるため、バランスを考慮して取り組む必要がある。

農学部組合 「農学部では現在、事務職員の欠員が2名であり、また病欠も2名である。このような中で、業務に習熟したパート事務補佐員の役割が重要になっている。事務補佐員メンバーの入れ替わりが激しいことは、事務職員の大きな負担となっている」ことを指摘した。さらに「改正賃金規程によって現在実施されている賃下げは、規程どおり来年4月からは解消されるのか？」と質問した。

大学 現在、規程によって賃下げが行われているが、規程の期限が来年3月末日までであるので、賃下げもその時点までである。

* 議題の規則改正については、継続雇用の非常勤教員には該当せず、不利益変更にはならないこと、また、本件は危惧していた労働契約法改正の件とは関連していないということから、農学部及び水戸の組合とも規則変更に関して了承する旨の回答を行いました。

今回の団体交渉は水戸地区に関することが主であり、農学部からの参加の是非について検討しましたが、やはり任期に関わる問題や労働環境に関する問題など当局側と意見交換できたことは大変良かったと考えています。私たちの職場環境改善について難しい側面も多々あるものと思いますが、粘り強く戦っていくことが重要であると認識しました。

女子会へのおさそい

ラベンダーの香に さそわれて



阿見キャンパスで働く女子のみなさまへ

梅雨があけ、真夏の陽ざしが降りそそいでいます。みなさまお元気ですか？

毎年2回、農学部キャンパスで働く女性で“とにかくお話して顔見知りになりましょうよ”と女子会をひらいています。今年は、新しく農学部に来られた方も多く、お昼休みの短い時間ですが昼食をこいっしょしながらおしゃべりしませんか。お忙しい中ですがぜひおいでください。

おいしいお茶菓子・デザートも準備しています！

日時： 7月30日（火） 12:10~12:50

場所： 霞光荘

- ♪ お弁当込みの参加費は800円です。（お弁当、お茶、お菓子）
- ♪ 参加されます方は、7月25日（木）までに組合のメールまたはお電話でご連絡ください。よろしくお願いいたします。

お待ちしております！！

2013年7月12日

主催：農学部労働組合女子会部

（内線：8536 mail: nro@mx.ibaraki.ac.jp）

担当： 安田 8773 mail: myasuda@mx.ibaraki.ac.jp